

## H29-B 問題 23

## 建設業法

## 主任技術者・監理技術者

管工事業の許可を受けた建設業者が管工事を施工するときに、工事現場に置く主任技術者又は監理技術者に関する記述のうち、「建設業法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 主任技術者の専任が必要な管工事のうち密接な関係のある二つの管工事を同一の建設業者が同一の場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者とすることができる。
- (2) 共同住宅の建設工事において、請負代金の額が3,500万円以上の管工事を下請負人として施工する場合は、当該工事現場に置く主任技術者を専任の者としなければならない。
- (3) 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事において、管工事を施工する場合は、請負代金の額にかかわらず、当該工事現場に置く主任技術者又は監理技術者を専任の者としなければならない。
- (4) 事務所の建設工事において、請負代金の額が3,500万円未満の管工事を施工する場合は、発注者から当該建設工事を直接請け負った場合にあっては、当該工事現場に置く主任技術者を専任の者としなければならない。

## 解答・解説

正解 (3)

- (3) **誤** 国または地方公共団体が注文者である施設または工作物に関する建設工事では、工事一件の請負代金の額が3500万円以上の場合に限り、当該工事現場に専任の主任技術者を置かなければならない。また、このような工事において、発注者から直接受注した元請業者が、総額4000万円以上の下請負契約をした場合、当該工事現場に専任の監理技術者を置かなければならない。よって、(3)は誤り。
- (1) **正** 密接な関係のある複数の建設工事を、同一の建設業者が、同一の場所または近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者が、これらの建設工事を管理することができる。
- (2) **正** 公共性のある施設や、多数の者が利用する施設などに関する重要な建設工事のうち、請負代金の額が3500万円以上の建設工事を下請負人として施工する場合、その工事現場に置く主任技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。
- (4) **正** 請負代金の額が3500万円未満の建設工事を施工する場合は、工事現場に置く主任技術者を専任の者とする必要はない。

## H28-B 問題 23

## 建設業法

## 指定建設業

建設業の種類のうち、「建設業法」上、指定建設業として定められていないものはどれか。

- (1) 管工事業
- (2) 造園工事業
- (3) 鋼構造物工事業
- (4) 水道施設工事業

## 解答・解説

正解 (4)

- (4) **誤** 29業種に分類された建設業の中で、指定建設業（施工技術の総合性・施工技術の普及状況などの事情を考慮して政令で定める建設業）として定められているものは、土木工事業・建築工事業・電気工事業・管工事業・鋼構造物工事業・舗装工事業・造園工事業の7業種である。水道施設工事業は、建設業の業種のひとつではあるが、指定建設業ではない。よって、(4)は指定建設業として定められていない。